

簡易公募型プロポーザル方式（技術提案簡素化型）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 2 年 12 月 23 日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 筑後川河川事務所長 松木 洋忠

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和 2 年度 矢部川泰仙寺橋詳細設計業務
(電子入札及び電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的：本業務は、矢部川の河川改修に伴い、架替が必要となる泰仙寺橋（矢部川 6k000）の詳細設計を行う業務である。
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日～令和 3 年 11 月 19 日
- (4) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続きに準じて行う業務である。
- (5) 本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式 1 を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ
(<http://www.qsr.mlit.go.jp>) の入札・契約情報よりダウンロードできる。
なお、様式 1 の提出先及び受付時間は、次のとおりである。
 - 1) 提出先：5. (1) と同じ。
 - 2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とができるものとする。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定管理技術者等（調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 本業務は、技術提案書の作成及び審査を簡素化することを目的とする「技術提案簡素化型」の試行業務である。

2. 業務実施上の条件

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

- 1) 単体企業

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

2. (1) 1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年12月23日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表1②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

3) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。b) において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b) において同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第2条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第2条15号に規定する社外取締役
 - ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合资会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (iv) 組合の理事
 - (v) その他業務を執行する者であって、(i) から (iv) までに掲げる者に準ずる者
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

